

住民税均等割のみ課税世帯へ 生活支援特別給付金を追加支給

市ホームページはこちら▶



令和5年12月1日時点で昭島市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割のみ課税の世帯を対象に、1世帯につき8万円を支給します。

ただし、税額控除により5年度の住民税所得割が全額控除されている方を含む世帯や、住民税均等割課税者に扶養されている方だけの世帯、前住所地で同給付金を受給した世帯は対象となりません。

◎対象と思われる世帯へ案内を送付

3月下旬に案内を送付しました。4月5日までに届かない場合は問い合わせてください。昭島市から5年8月以降に生活支援特別給付金(2万円)を受給した世帯は、原則申請不要で、同じ口座へ4月下旬に振り込みます。それ以外の場合は必要事項を記入し、5月31日(消印有効)までに返送してください。

令和5年度住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の申請はお済みですか

令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯を対象に、1世帯につき7万円を支給しています。申請期限は4月30日(消印有効)です。期限を過ぎると受け付けできませんので、ご注意ください。

対象など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

なお、5年8月以降に生活支援特別給付金(3万円)を受給した世帯は原則申請不要です。同じ口座へ2月6日に振り込みましたので確認してください。

☆詳しくは、昭島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金担当 ☎544-5125へ。



医療的ケア児の保育施設入所相談を実施

医療的ケア児とは、日常生活を送るうえで、経管栄養やたん吸引などの医療的な生活援助が必要なお子さんのことです。

保護者の就労・介護・求職活動などにより、10月から保育施設へ入所を希望する方の相談に応じます。必要なケアの内容

などによっては、入所できない場合がありますので、必ず相談してください(電話での相談も可)。

◇期間 4月30日(火)まで

◇場所 市役所保育所幼稚園係

☆申し込みは、保育所幼稚園係へ。

チャイムがなったら さあ帰ろう

防災行政無線のチャイムは、4月1日から午後5時になります。

〈広報係〉

医療的ケア児とは、日常生活を送るうえで、経管栄養やたん吸引などの医療的な生活援助が必要なお子さんのことです。保護者の就労・介護・求職活動などにより、10月から保育施設へ入所を希望する方の相談に応じます。必要なケアの内容

などによっては、入所できない場合がありますので、必ず相談してください(電話での相談も可)。

◇期間 4月30日(火)まで

◇場所 市役所保育所幼稚園係

☆申し込みは、保育所幼稚園係へ。

病児・病後児保育をご利用ください

病児保育室は、4月1日から児童センター「はれっと」へ移転します。

アイラン

▼病児・病後児保育室		
	病児保育室 はぐみ	病後児保育室 くるーぱー
所在地	児童センター「はれっと」	中神町1260(昭和郷保育園内)
問い合わせ	☎519-7868	☎543-1596
対象	生後57日目～小学1年生	1歳以上の未就学児
日時	平日(年末年始を除く)の午前8時～午後6時	
費用	1日2000円(別途食事代あり)	

障害のある方が仲間づくりを進め、社会の中で生きていく力を身につけることを目的に、公民館などで月2回程度(土曜日または日曜日)、よさこい、料理、工作などを行います。

◎開講のついで
チューリップまつり(羽村市)に行きます。

◇期日 4月13日(土)
〈雨天中止〉

◇集合 午前10時30分に昭島

障害のある青年の交流講座の参加者を募集

障害のある青年の交流講座の参加者を募集

駅前札前で
◇持ち物 弁当、水筒

◇申し込み 4月10日までに公民館へ

◎講座のボランティアを募集
介助や運営に関わる方を募集しています。都合のつく範囲でかまいません。直接公民館へ申し込んでください。

☆詳しくは、公民館 ☎544-1407へ。